**生命医科学研究科共用機器**

**「倒立共焦点顕微鏡システム（Leica TCS　SP8）、および超解像度顕微鏡（Nicon N-SIM）」**

**平成　　　年度　利用登録書**

二つの機器の使用申請の共通書式ですが、それぞれの機器についてはそれぞれの**管理責任者に提出してください。**

**共焦点顕微鏡 管理責任者：分子細胞医科学　 鈴木　厚**[**abell@tsurumi.yokohama-cu.ac.jp**](mailto:abell@tsurumi.yokohama-cu.ac.jp)

**超解像度顕微鏡 管理責任者：生体機能医科学　 竹居　光太郎** [**kohtaro@yokohama-cu.ac.jp**](mailto:kohtaro@yokohama-cu.ac.jp)

私は、（共焦点顕微鏡システム・超解像度顕微鏡：どちらかに○）の使用登録を希望します。使用に当たっては、使用にあたっての申し合わせ事項（裏面）を承認し、その内容を遵守することを約束します。

|  |  |
| --- | --- |
| 所属研究室名（PI名）： |  |
| 立場  (学生の場合は、学年まで) |  |
| 氏名： |  |
| メールアドレス |  |
| 蛍光顕微鏡使用歴（年数） |  |
| 共焦点顕微鏡使用歴  （年数、使用機種） | （超解像度顕微鏡使用希望の場合は記入不要） |
| 本機を用いて観察することを予定している主たる標品  （生物種、固定 or 生細胞観察） | （当面の使用予定のない場合はその旨を記載）  遺伝子組換え生物の生細胞観察を予定している yes / no |
| 使用講習(座学)の受講の  有無  （受講した場合は、その年度） |  |
| 実機講習の受講の有無  （受講した場合は、その年度と講師名） |  |

**生命医科学研究科　イメージング室（A515）共用顕微鏡機器　利用にあたっての申し合わせ事項**　(共焦点顕微鏡システム、超解像度顕微鏡共通)　　　**2015年 11月 20日**

１）使用希望者は、所定の書類に記入の上、毎年度、それぞれの機器の管理責任者に使用登録申請を行うものとする。

２）初めて使用登録する者は使用者講習を受講すること（適宜、開催する）。また、実際に使用を始める際には、熟練した指導者（管理責任者が承認した者）による実機使用講習を受けることを義務とする（初めて使用する際には、使用前に管理責任者にその旨を伝え、実地講習の有無の確認を受けること）。

３）使用にあたっては、鶴見キャンパス学内専用HPを介して使用予約を行い、使用後には使用記録簿を正確に記入すること。使用記録簿には簡単に観察サンプルの内容の記載も義務とする。遺伝子組み換え生物の「生細胞観察」については、原則としてP1レベルのものを密閉条件（カバーグラス内に密閉）で観察する場合にのみ可とする。もしP2レベルの生物の性細胞観察を希望する場合は、観察を始める前に必ず管理責任者に知らせ、許可を受けるものとする（部屋自身はP2登録している）。

４）使用予約をキャンセルする場合は必ずHP上の予約を速やかに消去するとともに、使用者メーリングリストにもその旨を回覧すること（新たに空いた時間に使用希望する利用者がいる可能性がある）。また、使用上で気になったことなどについても、このメーリングリストで使用者間の共有を図るよう努めること。

５）使用後の機器のシャットダウン、レンズのクリーニングは正規の方法によって確実に行うこと。使用法に問題があると管理責任者が判断した場合は、使用を禁止する場合がある。

６）取得したデータは制御PCの所定のホルダーに保存し、実験終了後速やかに使用者自ら持参する記録媒体に移した上で削除すること。管理者が使用者に通知することなく削除する可能性があることを承知しておくこと（約一ヶ月周期で）。

７）USBポートを利用してデータの移行する場合は、イメージング室に所定のウイルスチェック用PCで使用する記憶媒体（USBメモリやポータブルHD）がウイルスに感染していないことを確実にチェックしてから制御PCに接続すること。もしウイルス感染が引き起こされ重大な結果が引き起こされた場合には、責任の所在を追及し、修理等にかかった費用はその責任者に課するものとする。

８）その他、不正常な使用によって機器の破損を引き起こした場合の修理代は、使用者（使用者の所属する研究室）の責任で賄うことを基本とする（高額になる場合は、利用者委員会で対応を協議する）。

９）顕微鏡観察に必要な消耗品については、管理責任者が買い揃え、使用時間に応じて、使用者（使用者の所属する研究室）に請求するものとする。

１０）通常使用の中で起こった不具合等の対処は、保守契約の範囲内で対応する。ただ、保守契約が切れた後の修理費、部品交換代（特にレーザーの交換費）をいかにしてカバーするかについては、別途、利用者委員会（下記、参照）で協議し方針を早期に決定する。

付記）本機使用登録者が最低1名いる教室からの代表者（１名ずつ）によって、共焦点顕微鏡利用者委員会を構成し、適宜、本機器の管理・運営について協議するものとする。